

議第 2 号議案

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

提出者	新座市議会議員	谷地田	庸子
賛成者	//	鈴木	芳宗
	//	伊藤	智砂子
	//	高邑	朋矢
	//	小野	大輔
	//	伊藤	信太郎
	//	池田	貞雄

提 案 理 由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うことを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行おうとすることから、この案を提出する。

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例（昭和５２年新座市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（公聴会開催の手續） 第２１条　〔略〕 ２　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。 （意見を述べようとする者の申出） 第２２条　〔略〕 ２　前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、<u>委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２６条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> （公述人の決定） 第２３条　公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 ２　〔略〕 ３　公述人は、オンラインによる方法により<u>公聴会で意見を述べる</u>ことができる。 （公述人の発言） 第２４条　〔略〕 ２　公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。 ３　〔略〕	（公聴会開催の手續） 第２１条　〔略〕 ２　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。 （意見を述べようとする者の申出） 第２２条　〔略〕 （公述人の決定） 第２３条　公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 ２　〔略〕 （公述人の発言） 第２４条　〔略〕 ２　公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。 ３　〔略〕

(代理人又は文書等による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。</u>ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第27条 [略] 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> 4 [略] (記録) 第28条 [略] 2 前項の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u><u>この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	(代理人又は文書による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で意見を提示することができない。</u>ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第27条 [略] 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 3 [略] (記録) 第28条 [略] 2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> 3 前2項の記録は、議長が保管する。
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。